

質問内容	答弁内容
<p><b>二 子育て支援と保育について</b></p> <p><b>(一) 全産業平均所得と保育士の所得について</b>                  この間、地元でもこども園、保育園、いろんな声を聞いてまいりました。一番の問題は保育士不足です。私の地元、函館でも6割の園が恒常的に保育士が不足しているというふうに言っております。保育士養成機関に入学する学生が少なくなっていることもあります。また、卒業しても地元の保育園や認定こども園に就職しないで、給与の良い都市部に就職する学生が多いということです。                  保育士の給与は、全産業よりも60万円安い。全産業の平均は443万円、保育士の平均は382万円。月5万円安いということになる訳ですから、大変差があるなという風に思っております。道の認識をお伺いします。</p> <p><b>(二) 保育士養成について</b>                  お答えがあったように、加算があっても、なお賃金水準の差は埋められていないということであり、道は改善が必要と認識しているんだろうと思っておりますが、全くアクションを起こしていないということに私は不満を覚えているわけであり、現場では、保育士が不足していると、子育て支援がつまづいてしまいます。                  保育士養成への入学に目を向けますと、令和3年で31養成機関で定員が2,170名に対して、入学者が1,479名と、約700人の定員割れ、募集の3分の2しか集まっていない。小さい女の子は、「大きくなったら何になるの」、「保育士さんになりたい」とか言っていますけども、親は、看護師と保育士はやめな、看護師は環境が悪い、仕事が忙しすぎる、保育士は給与が悪い、とこんなふうにして、就職先には勧めないということがあられるわけでごさいます。保育士の必要性和現状についての道の認識をお伺いします。</p> <p><b>(三) 政府の保育要件緩和(こども誰でも通園制度)について</b>                  少子化に伴って、保育士養成機関への入学がどんどん減っていているわけでごさいますけども、職場環境と給与が改善されれば、保育士になれる方が増えていくのではないかなというふうに思います。一方、保護者も、子どもが安心して保育できる環境が整っていれば、もう一人というふうになるわけであり、今はなかなかそういう状況になっていないわけでは、ありません。                  政府は、「異次元の子育て支援」のメニューに「こども誰でも通園制度」を打ち出しました。これまで</p>	<p><b>【子ども成育支援担当課長】</b>                  保育士の所得についてであります、国ではこれまで、保育の受け皿整備に見合う保育士を確保するため、平成25年度から人材の確保及び資質向上を目的とした処遇改善加算を創設し、賃金水準の改善を図ってきており、平成29年度からは、キャリアアップ研修等の受講者を対象として、経験年数に応じた賃金改善が図られるよう、保育所等の運営費への加算措置が講じられております。                  また、昨年2月には、一律月額9千円程度の賃金改善が行われたところであり、保育士の平均賃金は徐々に改善が図られているところでありますが、保育士の方々の平均所得は、全産業の平均所得に比べ、依然と低い状況にあり、更なる賃金水準の改善が必要であると認識しております。</p> <p><b>【子ども成育支援担当課長】</b>                  保育士の必要性などについてであります、慢性的な保育士の不足や近年の女性の就業率の向上、幼児教育の無償化など、子育て環境の変化に伴い、多様化する保育ニーズに的確に対応していくためには、保育士の確保が喫緊の課題と認識しております。                  道では、これまで、保育士の確保に向け、返済免除型の修学資金の貸付けや保育所等における処遇改善加算の取得促進、ICTの活用による勤務環境改善に取り組んできたところでありますが、保育士養成機関への入学者が年々減少するとともに、それに伴い、卒業後に保育士として働く方も減っていることから、一部の地域では、保育士不足に伴う待機児童の発生も見られるところで、あります。</p> <p><b>【子ども成育支援担当課長】</b>                  新たな通園制度についてであります、この制度は、国が先般公表した「こども未来戦略方針」において、孤立した育児に不安を抱える子育て家庭や多様な働き方の支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所などを利用できるものとして創設することとされております。                  国では、具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域の提供体制の状況も見極めながら、来年度からの本格実施を見据え、現在、保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かる</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>保育園の役割は、「保育に欠ける子」の保育支援で、入園は共稼ぎや親の介護などが条件でしたけれども、その後、緩和されまして「保育が必要な子」になりました。今後は、これらの条件が撤廃されまして、誰でも入園することができるようになりそうでございます。</p> <p>そしてそこにも問題は発生するわけでございまして、保育園は、保育年齢と保育人数によって配置基準が決められていますけれども、誰でも保育が始まれば、入園時期に関係なく自由に入退園が可能になります。そのたびに園側は保育士の数を調整しなければなりません。</p> <p>また、年齢別定数によって、こども誰でも通園の児童が入園することによって、本来、保育が必要な子のはじき出されることも想定されるわけですが、こども誰でも通園制度に関する道の認識をお伺いいたします。</p> <p><b>(四) 保育士の充足について</b></p> <p>保育士が足りないよと言っている一方で、保育士の充足率については、様々な状況があると思っています。令和4年4月1日現在でもですね、186.8%となっています、充足率がですよ。</p> <p>ご存知のように現在の配置基準は1948年に制定されたもので、70年以上も社会情勢の変化に目をつむったままというふうになっているわけでありまして。皆さんは、4歳児、5歳児30人を一人で見ると、なんてことができるなんて思いますか。月齢の差もあります。健康状態にも個人差があり、身の回り全てに興味を持って自我も目覚める子どもたちです。</p> <p>したがって、各園では、配置基準以上の保育士を配置しています。これが各自治体や園の負担に依存しているだけで良いんでしょうか。政府は今回、配置基準には手を付けず、自助努力で加配した場合は公定価格分の運営費を加算することとしました。公定価格自体低く抑えられています。誰でも通園が始まると、さらに加算が必要になってくるだろうことも想定できます。保育士の充足についての道の認識をお伺いいたします。</p> <p><b>再(四)</b></p> <p>保育士の不足を抜本的に解決しないまま、子育て支援策で、実態を考えず思い付きで、誰でも保育園に行けますよ、こども園に行けますよなんて風呂敷を広げるのはいかなものかというふうに思うわけでありまして。このままだと保育士不足のため廃園せざるを得ないという、そういうところも出てくる可能性もあるわけです。道の「第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」で進められている保育にかかる必要利用定員総数、これにも大きくこの誰でも保育が影響が出てくることだというふうに思いますけれども、こども誰でも通園で計画自体の変更も検討することとなるのか、お伺いしたいと思います。</p> <p>変更せざるを得ない、見直しせざるを得ない状況なんだろうというふうに思います。国の方がどのよ</p>	<p>モデル事業を実施しており、課題分析を進めることとしております。</p> <p>道としましては、こうした動きを注視しつつ、その取組状況などの把握に努め、新たな通園制度の創設により、保育所を利用する保護者の方々や保育の現場等に不安や負担が生じないよう、市町村や関係団体と十分に連携しながら、速やかな情報共有に取り組んでまいります。</p> <p><b>【子ども保育支援担当課長】</b></p> <p>保育士の配置についてであります。多くの保育所等においては、保育の質の確保や負担軽減等の理由によりまして、基準を上回る保育士を配置している状況にありますが、国が定める公定価格は、保育士を配置すべき最低限の基準に基づき人件費を積算しており、基準を上回る職員を配置した際の人件費は事業所の負担となっているものと承知をしております。</p> <p>現在、国では、1歳児及び4歳児以上の保育において、基準を上回る保育士を配置する事業所に対し、新たな加算措置を創設することなどの検討を進めておりますことから、道としては、こうした国の動向を注視しつつ、現行の基準を上回る人員を配置している事業所の運営実態や地域の実情に十分配慮した制度となるよう、全国知事会などと連携しながら、あらゆる機会を通じ、国に要望してまいります。</p> <p><b>【子ども保育支援担当課長】</b></p> <p>新たな通園制度についてでございますが、国は、来年度からの本格実施を見据え、今年度、保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施しておりまして、具体的な制度設計に当たりましては、今後課題分析を進めながら検討することとしておりますことから、道では、こうした国の動きを注視しつつ、計画の見直しなども含め必要な検討を行ってまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>うな形で出してくるか分かりませんが、結果的にはさっき言ったように誰でも入ってくるわけですから、そうすると今までの総数とだいぶ変わってくるというような気がしているわけでありませ</p> <p><b>(五) 障がい児保育への加算と療育手帳（発達障がい）について</b></p> <p>障がい児の加算の問題なんですけれども、発達障がいについて、非常に社会の受入れも柔軟になってまいりました。そういうこともあって子どもの発達障がいについて親の関心も高まってきておりますし、相談も多くなってまいりました。現在、児童の約 8.8 % が発達障がいと言われています。4、5 歳児では、30 人に 2 人ないし 3 人というのが対象児童になってくるかなと思います。当然のことながら、より行動に注意が必要となってくるということになります。</p> <p>一方、園の障がい児への加算は、療育手帳の交付が条件となります。療育機関の審査に 2、3 年の時間がかかる場合もあります。その間に、加算なしで保育士を加配せざるを得ません。この実態について、どのように認識しているかお伺いします。</p> <p><b>【指摘等】</b></p> <p>自治体間でバラバラ感があると、障がい児を受け入れる園の方がとても不安になってくるわけでありませ。療育手帳の有無を問わない運営の要請をしてほしいということを、それぞれの自治体に要請していただければという気がします。</p> <p><b>(六) 災害時の子どもの避難対応について</b></p> <p>千島海溝・日本海溝の大規模地震、これに想定される津波、異常気象による局地的大雨などの災害がより身近になっているわけでございます。</p> <p>東日本大震災による津波で大きな犠牲者を出した宮城県石巻市の大川小学校が思い出されるわけでございますけれど、保育園は災害時に子どもの命を守る体制になっているというふうにお思いなのかどうかお伺いします。</p> <p><b>【指摘等】</b></p> <p>現場では、配置基準も問題も含めて、子どもたちを短時間で安全な場所に避難させるのは難しいというふうに訴えております。保護者からも不安な声が出ております。先ほど言った千島海溝・日本海溝の津波によるハザードマップを見ても、5分 10分満たないうちに襲ってくるということは明らかになっ</p>	<p><b>【子ども成育支援担当課長】</b></p> <p>障がい児保育についてであります。発達障がいなどの障がいのある児童を受け入れる保育所等において、保育士等を加配した際に適用される療育支援加算は、公定価格上、受け入れる児童は市町村が認める障がい児が対象となっているものの、身体障害者手帳や療育手帳の交付の有無は問わないこととされております。</p> <p>一方で、市町村によっては、保育所等への療育支援加算等の給付に当たり、療育手帳等の公的な証明書類の提示などを要件としているところもありますことから、道としましては、制度の柔軟な運用について、改めて市町村へ周知を図り、障がいのある子どもたちとご家族が安心して保育が受けられるよう、取り組んでまいります。</p> <p><b>【子ども成育支援担当課長】</b></p> <p>災害時の対応についてであります。保育所等の児童福祉施設は、法令により、非常災害に必要な設備を設け、具体的な計画を立て、不断の注意と訓練をするよう努めるとともに、避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月一回は、行わなければならないことが定められております。</p> <p>また、道の条例においては、国と同様に規定しているほか、非常災害に係る対策を講じるに当たっては、地域の特性等を考慮し、地震、津波、風水害その他自然災害に係る対策を含めるよう定めております。</p> <p>道では、保育所に対する指導監査の場などを通じて、非常時の連絡・避難体制の確保や避難訓練の実施状況、自然災害などに対する具体的な避難計画の策定状況など、子どもの安全確保に関する基準の遵守状況について確認し、災害時に子どもの命を守るための未然防止対策の徹底を指導しております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ているわけでございます。その間に子どもたちを安全な場所に少ない保育士が連れていくという、避難をさせるのは非常に無理があると思うんです。</p> <p>毎月毎月、月1回避難訓練をやっていると言われるかもしれませんが、どんな避難訓練か私も詳しくは分かりませんが、安全な場所に連れて行くとなると、そこまでの距離もある程度考えられるという、そうなってくると現実的な問題ではなかなかないのではないかという気がするわけでございます。</p> <p>災害が人災とならないよう対処していただきたいということをお求めおきたいと思っております。</p> <p><b>(七) 配置基準に対する見解について</b></p> <p>様々な質問をさせていただきましたけれども、今の配置基準では児童の健やかな育ちを施設に求めるのは難しいということでもあります。これまで同様に施設と保育士の犠牲の上でしか成り立っていない保育は、すでに限界がきております。十分に子どもと関わることができず、ただ預かっているだけでは本来の姿ではないだろうと思っております。</p> <p>豊かな情操を育むためには、0歳から5歳までの人格形成の基礎となる大事な時期に「自分は大事にされている」、「大切にされた」という実感が、心の中に自分を大事にする気持ちとして育っていくということになるわけです。今の配置基準に対する道の見解をお伺いします。</p> <p><b>(八) 独自の緩和策について</b></p> <p>政府の配置基準は、1歳児の児童6人に一人を、5人に一人とする。4～5歳児の児童30人に一人を25人に一人にするようですけれども、配置基準を変更するという事は保育士を増員するという事になります。不足している保育士をどこから手当てするのでしょいかね。そのことが解決しない以上、配置基準問題は解決しないということになるわけでございます。</p> <p>道内各自自治体では、保育士の加配や運営費補助の必要性に迫られております。独自に補助を行っているところもあります。つまり、国の配置基準では保育の質は守れないということになるわけです。</p> <p>逆に言うと、子育て支援のために保育の質を向上させようとするれば、配置基準を変えることが必要だということでもあります。国が配置基準を見直すまでの間、道として独自の緩和策を実施するお考えはないのかお伺いします。</p> <p><b>(九) 道が目指す保育のあり方と進め方について</b></p> <p>最後に、道の「第4期 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」、これで、これまで子育て支援を推進してきておりますけれども、子どもにとって、親にとって望まれる保育、保育士の環境整備も含めて、北海道が目指す保育の在り方と進め方について</p>	<p><b>【子ども保育支援担当課長】</b></p> <p>配置基準についてであります。保育士の配置基準は、子どもの年齢や人数に応じて、最低限配置すべき保育士の数が定められておりますが、多くの保育所等では、保育の質の確保や職員の負担軽減を図るため、基準を上回る保育士を配置している状況であると承知しております。</p> <p>道では、こうした保育所等の実態を踏まえ、これまでも、配置基準の早急な見直しや、保育士の処遇改善など地域の実情に即した公定価格の設定について国に対し強く要望してきたところでございます。</p> <p>こうした中、国の「こども未来戦略方針」では、配置基準の改善と、更なる処遇改善が新たに盛り込まれておりますことから、道といたしましては、今後の国の動向を注視しつつ、事業所の運営実態や地域の実情に十分に配慮した制度となるよう、全国知事会などと連携しながら、あらゆる機会を通じて、国に要望してまいります。</p> <p><b>【子ども政策局長】</b></p> <p>支援の実施についてであります。道では、これまで、保育所等における保育士の確保・定着を支援するため、賃金改善に結びつくキャリアアップ研修を通じた処遇改善の促進のほか、保育補助者の養成やICTの活用など、就業環境の改善に取り組んできたところでございます。</p> <p>保育士の配置基準につきましては、どこの地域であっても保育の質を一定の水準で確保することが必要でありますことから、全国一律に定められるべきものと考えており、こうした中、現在、国において、人員配置基準を含めた保育サービスの充実に関する検討が行われておりますことから、道としては、こうした国の動きを注視しつつ、市町村や関係機関とも十分連携を図りながら、各種加算の取得促進や保育人材の確保などに努め、子どもの安全安心な保育環境の整備を推進してまいります。</p> <p><b>【子ども応援社会推進監】</b></p> <p>保育の在り方などについてでございますが、国が定める保育指針におきまして保育所は、子どもが自己を十分に発揮し、生活と遊びが豊かに展開される中で、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、保育の内容を充実させていくことが極めて重</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>のお考えをお示しいただきたいと思います。</p> <p><b>【知事総括】</b>          北海道の子育てについて知事の見解も聞きたいと思っておりますので、お取り計らいをよろしく願います。</p>	<p>要とされております。</p> <p>こうした考えのもと、道では、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、道計画を策定し、計画的に保育の受け皿確保に取り組んできましたが、出産後早期に就労を希望する方々の保育ニーズの高まりや、孤立した育児のなかで不安や悩みを抱えている家庭の増加など、新たな課題も生じる中で、更なる子育て支援体制の充実が重要と考えております。</p> <p>道といたしましては、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、保育の質の向上や多様な保育サービスの提供などに努め、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に活かしながら、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。</p>